

令和5年12月28日
課名： 総務課
内線： 8415、8416
直通： 0944-77-8415

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者等：住所 東京都江東区潮見2-1-22
商号又は名称 (株)久米設計
- 指名停止の期間： 令和5年12月28日～令和6年6月27日（6か月）
- 事実概要：
宮崎県串間市が発注した、「市消防庁舎新築工事設計業務」に係る指名競争入札において、談合を行っていたとして、(株)久米設計九州支社の支社長と、ランドブレイン(株)福岡事務所の社員が、官製談合防止法違反と公契約関係競争入札妨害（談合）の容疑で逮捕された。
- 指名停止の理由：
このことは、柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第2の9に該当する。
従って、本件については、指名停止6か月とする。

【柳川市建設工事等指名停止措置要綱 別表第2の9に該当】

番号	項目	措置要件	期間
9	競争入札妨害又は談合(福岡県外の公共機関に係るもの)	福岡県外において、公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事等に関し、建設業者等である個人、建設業者等の役員又はその使用人が競争入札妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	市において逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内